

国家機関
「ウクライナ国立知的財産イノベーション庁」
(UANIPIO)
(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 UA. I
国内処理請求様式	附属書 UA. II
委 任 状	附属書 UA. III
譲渡証書	附属書 UA. IV

略語のリスト

国内官庁：	国家機関「ウクライナ国立知的財産イノベーション庁」(UANIPIO)
UPL：	1993年発明及び実用新案の法的保護に関するウクライナ法，2020年7月21日最新改正
UPR：	2001年特許出願及び実用新案出願の作成並びに出願に関する規則，2011年6月14日最新改正
UPP：	特許出願及び実用新案出願手続に関する2002年規則，2011年6月14日最新改正
UFR：	2004年知的所有権保護に関する行為についての手数料支払手続，2019年6月12日最新改正

指定（又は選択）官庁 UA	国家機関 「ウクライナ国立知的財産 イノベーション庁」 (UANIPIO) 国内段階に入るための要件の概要	概要 UA
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は権利回復を認める	
権利回復手数料 ¹	UAH 200 又は EUR 若しくは USD による相当額	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ²	ウクライナ語	
要求される翻訳文 ²	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料	通貨：ウクライナ・フリヴニャ (UAH), 又は EUR 若しくは USD による相当額 特許： 出願手数料： ² －オンライン形式 …………… UAH 1,280 －紙形式 …………… UAH 1,600 150枚を超える用紙の50枚ごとの追加手数料： －オンライン形式 …………… UAH 640 －紙形式 …………… UAH 800 3個を超える各独立又は従属請求の範囲の追加手数料 …………… UAH 160 審査手数料 ³ …………… UAH 6,000 1個を超える各独立請求の範囲の追加手数料 …………… UAH 6,000	

[次頁に続く]

- この手数料は、出願人すべてが発明者でもある場合に80%減額され、出願人すべてが非営利機関・組織でもある場合には60%減額される。両方の種類の出願人が行った出願について手数料を支払うとき、出願人すべてが発明者又は非営利機関若・組織でもある場合、手数料は60%減額される。
- PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。出願人はPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に、適用される期間の書面による延長請求を行い、当該請求の手料を支払えば、適用される期間の満了後2か月以内に翻訳文の提出及び手数料の支払をすることができる。
- 国際出願日から3年以内に審査請求を書面で行い、審査手数料を支払わなければならない。

UA	国家機関 「ウクライナ国立知的財産 イノベーション庁」 (UANIPIO) (続き)	UA
国内手数料 (続き)	実用新案： 出願手数料： ⁴ －オンライン形式 …………… UAH 1,920 －紙形式 …………… UAH 2,400 150枚を超える用紙の50枚ごとの追加手数料： －オンライン形式 …………… UAH 960 －紙形式 …………… UAH 1,200 3個を超える各独立又は従属請求の範囲の 追加手数料 …………… UAH 240	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	特許について：出願人すべてが発明者でもある場合、すべての手数料は90%減額され、出願人すべてが非営利機関・組織でもある場合、すべての手数料は80%減額される。両方の種類の出願人が行った出願について手数料を支払うとき、出願人すべてが発明者又は非営利機関・組織でもある場合、手数料は80%減額される。 実用新案について：出願人すべてが発明者でもある場合、すべての手数料は80%減額され、出願人すべてが非営利機関・組織でもある場合、すべての手数料は60%減額される。両方の種類の出願人が行った出願について手数料を支払うとき、出願人すべてが発明者又は非営利機関・組織でもある場合、手数料は60%減額される。	
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ⁵	出願人が同一でない場合には、優先権出願の譲渡書類 ⁶ 出願人がウクライナに居住していない場合には、代理人の選任	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して弁理士として手続をするために登録されている者	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか (PCT規則49の3.1)？	国内官庁は「故意ではない」の基準に基づき優先権回復の効果を認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」の基準を適用する。	

4 脚注2を参照。

5 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知を受領した日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

6 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

様式（附属書UA. II－IV）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 UA. II 国内処理請求様式

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_ua.pdf

附属書 UA. III 委任状

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_ua.pdf

附属書 UA. IV 譲渡証書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_IV_ua.pdf